



## 市・県民税と所得税

# 早めの準備で正しい申告を

市・県民税申告と所得税の確定申告は2月1日(月)から受け付けを開始します。会場により受付時間が異なりますので、日程を確認してください。なお、密を避けるため、できる限り郵送での申告にご協力をお願いします。

### 申告はできる限り郵送で

2月1日(月)～15日(月)は密を避けるため、例年と異なり市民税課前に申告会場を設けません。期間中に市・県民税申告をする場合は、完成した申告書を郵送で市民税課へ提出してください。

市・県民税申告と所得税の確定申告の会場・受付日時は3ページの表の通りです。市・県民税申告は成田税務署特設会場では受け付けできませんので注意してください。

会場では、換気・消毒を十分に行うなど新型コロナウイルス感染症対策をして受け付けを行います。できる限り郵送またはe-Tax(確定申告のみ)での申告にご協力をお願いします。

### 郵送先

○市・県民税申告書…市民税課  
(〒2806・8585 花崎町760)

○確定申告書…成田税務署(〒286・8501 加良部1・15)

### 会場では入場整理券が必要

密を避けるため、会場で申告する場合に入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場で配布しますが、配布状況に応じて受け付けを早めに終了する場合があります。

なお、今年は申告会場に待合スペースは設けませんので注意してください。

また、成田税務署特設会場で申告する場合は「国税庁LINE公式アカウント」を友達追加することで、入場整理券を事前に入手することができまますので利用してください。

**来場する際は感染防止対策を**

入場時の検温で37・5℃以上の熱がある人は入場できません。発熱症状がある人や体調がすぐれない人は来場を控えてください。また、感染防止のため、会場で申告をする場合は次のことを心掛けてください。

- できる限り少人数で行く
- 密を避けるため、受付時間前から入り口に並ぶことは控える
- マスクを着用し、入り口で手指消毒を行う

**市・県民税申告と**

**所得税の確定申告の趣旨**

**市・県民税申告とは**

市・県民税申告は、市と県に支払う市・県民税の額を算定するための手続きです。今回の申告を基に令和3年度の税額が決まります。市・県民税は前年の所得(収入から必要経費を引いた額)から控

除額を引いて計算するため、退職などにより働いていなくても、前年に所得があれば支払う必要があります。

**所得税の確定申告とは**

所得税の確定申告は、国に支払う所得税の額を算定し、すでに給与から源泉徴収で支払った額などとの過不足を精算する手続きです。今回の申告を基に令和2年分の税額が決まります。

所得税は一年間の所得から控除額を引いて計算するため、会社員などが毎月、給与から引かれている所得税は暫定の金額です。今回の申告により決定した所得税の額が、令和2年中に支払った所得税の額より少ない場合は差額が還付され、多い場合は差額を納付することになります。

**市・県民税の申告**

**「申告書作成システム」で書類の作成を**

申告書の作成には、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0112\_00028.html)の「市民税・県民税申告書作成システム」を利用すると便利です。画面の案内に従って金額を入力すると、控除額などが自動計算されます。

**申告が必要な人**

令和3年1月1日現在、市内に住んでいた人で、令和2年中に次のいずれかに当てはまる人は、市・県民税申告をする必要があります。

ただし、令和2年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税申告をする必要はありません。

**申告会場と受付日時**

混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります。なお、日程は変更になる場合があります。

会場	受付日	受付時間
<b>所得税の確定申告</b>		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田 2階イオンホール)	2月1日(月)~3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く。 ただし、2月21日(日)・28日 (日)は受け付けます)	午前9時~午後4時 (提出は午後5時まで)
<b>所得税の確定申告(還付申告のみ)</b>		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田 2階イオンホール)	3月16日(火)~29日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時~午後4時 (提出は午後5時まで)
<b>市・県民税申告と所得税の確定申告</b>		
市役所 6階中会議室	2月16日(火)~3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く。 ただし、2月21日(日)・28日 (日)は受け付けます)	午前9時~正午 午後1時~4時
下総支所2階	2月21日(日)・22日(月)・ 24日(火)	
大栄支所2階	2月28日(日)~3月2日(火)	午前9時~正午
中郷公民館	2月18日(木)	
公津公民館	2月19日(金)	
豊住公民館	2月26日(金)	
保健福祉館	3月3日(水)	
八生公民館	3月4日(木)	
久住公民館	3月5日(金)	
三里塚コミュニティセンター	3月12日(金)	

- 事業所得などがあった人：営業・農業・そのほかの事業での所得や、配当・不動産などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要。営業・農業・不動産の所得があった場合は收支内訳書を作成してください)
- 給与所得者で次のいずれかに当てはまる人
  - ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出された人
  - ・市内に住んでいないが、令和3
- 事業所得などがなかった人：営業・農業・そのほかの事業での所得や、配当・不動産などの所得があった人(「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人
  - ・「公的年金等」以外に所得があった人
  - ・公的年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を追加する人
- 給与所得以外に所得があった人
  - ・給与所得以外に所得があった人

年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷がある人  
**所得がなくても申告を**  
 国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料にするため、所得がない場合でも申告してください。ただし、令和3年1月1日現在、市内に住んでいる同世帯の人の扶養親族になっている配偶者や子などは、申告の必要はありません。

## 所得税の確定申告

「確定申告書等作成コーナー」で書類の作成を

申告書の作成には、国税庁ホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税・復興特別所得税の申告書、青色申告決算書などが作成できます。パソコンのほか、タブレット、スマートフォンからも利用できます。

### 申告会場に注意

次に当てはまる人が会場での申告を希望する場合は、成田税務署特設会場のみでの受け付けとなります。なお、成田税務署特設会場の入り口は、午前10時までは立体駐車場連絡通路から入る2階C入口のみになります。

### 申告を忘れると

今回の申告は、令和3年度の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、保育園に入園するときや融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

このデータを使って、直接税務署にe-Taxで申告ができるほか、印刷して郵送などで提出することもできます。なお、e-Taxでの申告には次のいずれが必要で

○マイナンバーカード方式：パソコンとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン  
 ○ID・パスワード方式：パソコンまたはスマートフォン（IDとパスワードは税務署で発行）

- 雑損控除を受ける人
- 分離課税（譲渡・配当等・山林・退職所得）となる人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告納税者が出国・死亡した場合の申告をする人
- 外国税額控除を受ける人

### 確定申告が不要な場合も

「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告の必要はありません（所得税の還付を受けるための確定申告はできません）。

## 医療費控除の申告に

### 明細書の添付を義務化

医療費控除を受けるには、今年から「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務化されました。昨年までと異なり、領収書の添付では控除を受けられませんので、必ず明細書を作成してください。

ただし、この要件に当てはまる人でも、市・県民税申告が必要な場合があります。

## 申告にはマイナンバーの記載が必要です

市・県民税申告、所得税の確定申告にはマイナンバーの分かる物と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要です。

また、扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバー

も記載してください。

## ワンストップ特例の

### 注意事項

寄付金控除を受けるための「ふるさと納税ワンストップ特例」制度の申請は、市・県民税申告や所得税の確定申告をすると無効となります。申告書にワンストップ特例分の記載がない場合、控除は適用されませんので、ワンストップ特例分を含む全ての寄付金額を申告してください。

## 申告のときに必要な物

- 全ての人…マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれか、本人確認書類（マイナンバーカードがあれば不要）、印鑑
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票（コピーも可）
- 事業を営んでいる人…令和2年分の収入や支出が分かる物、令和元年分の収支内訳書（控用）
- 医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
- 雑損控除を受ける人…り災証明書や修繕費の領収書、損害保険金の振込通知など、被害状況や損害額、補填される金額などが確認できる物
- 社会保険料控除・寄付金控除を受ける人…支払金額が確認できる物
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…控除証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の振込先口座が分かる物

※くわしくは、市・県民税申告に

ついては市民税課 ☎20・1511

3、所得税の確定申告につい

ては成田税務署 ☎28・5151

1）または国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp>)、マ

イナンバーカードについては市

民課 ☎20・1511) へ。